

妙高市「週休 2 日促進工事（発注者指定方式）」（令和 7 年 4 月）

特記仕様書

本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する『妙高市「週休 2 日促進工事（発注者指定方式）」』である。

受注者は、『妙高市「週休 2 日促進工事」（令和 7 年 4 月）【営繕等工事】実施要領』に基づき、工事着手前に、月単位の週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場休息の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し、監督員の確認を得た上で提出し、週休 2 日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。

月単位の 4 週 8 休以上（現場閉所率 28.5%（8 日 / 28 日）以上）を前提に補正係数 1.04 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の 4 週 8 休を満たさず、通期の 4 週 8 休以上を達成した場合は、補正係数を 1.02 に変更し、通期の 4 週 8 休に満たない場合は、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

実施要領等のデータは、妙高市ホームページから入手できる。

「週休 2 日適用工事」の補正対象となる「労務費・機械賃料単価コード」及び「積算システムの計算機能で週休 2 日補正係数が自動的に乗じられる単価コード」は、新潟県ホームページを参照すること。

(<https://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html>)